

第15期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年2月27日（月曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

LUCID SQUARE UMEDA 5階

CIVI北梅田研修センター

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役3名選任の件

株主総会にご出席いただける場合

当日はささやかではございますが、お土産をご用意しております。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年2月24日（金曜日）午後7時到着分まで

目次

| | |
|-----------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 第15期定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| （提供書面） | |
| 事業報告 | 4 |
| 連結計算書類 | 24 |
| 計算書類 | 26 |
| 監査報告書 | 28 |
| 株主総会参考書類 | 36 |

ごあいさつ



代表取締役社長
藪ノ 賢次

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、「食の世界をもっと自由に、もっと笑顔に。」をビジョンに、飲食に特化した人材サービスを展開しています。

2022年は設立15周年という節目の年を迎え、これまでの人材サービスだけでなく「食 × 事業再生」「食 × 経営支援」の領域にもサービスを展開することができました。

「食 × 事業再生」の取り組みでは、函館の水産加工会社である、きゅういち株式会社を10月に完全子会社化しました。経営体制の整備や商品別の採算管理等、ガバナンスを強化するとともに、当社の顧客網を活用した飲食店やホテル・ブライダル企業等への販路拡大、一般消費者へのEC販売等を模索し、収益性の最大化を目指します。

また「食 × 経営支援」においては、これまで人材支援で培った顧客基盤を活かしながらフランチャイズの業態開発・展開を行う、フランチャイズ本部事業「cookbiz FC」を事業開発しました。2023年より本格稼働いたします。

今後は人材支援を含めたこの3つの領域でサービスを展開し、食ビジネスの変革を支援します。

引き続き、当社にとって厳しい経営環境が続くと予想されますが、お客様とともに新しい時代を生き抜くために変化をし続け、飲食業界にとってなくてはならない存在であり続けることを目指して事業に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年2月

株主各位

証券コード 6558
2023年2月10日

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

クックビズ株式会社

代表取締役社長

藪ノ賢次

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月24日（金曜日）午後7時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 2023年2月27日（月曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター <small>（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）</small> |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第15期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役3名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corp.cookbiz.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人につき1つとさせていただきます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

招集ご通知

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く外食産業の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）の感染者数が再び増加するなどはあるものの、ワクチン接種が進んだことにより、社会経済活動を継続する動きも活発になって、経済状況には持ち直しがみられるようになりました。それに伴い外食産業にも徐々に客足が戻る様子が見られ、企業の採用ニーズが回復したことにより、飲食物調理や接客・給仕の有効求人倍率がコロナ禍突入直前と同等まで回復し、商談機会を創出できたことや、新サービスである採用総合パッケージの受注もあって、COVID-19の感染拡大の懸念は依然とあるものの、売上高については前期と比べて堅調に回復しております。

コストにつきましては、前期から継続して取り組んでいるコストコントロールが奏功し、前期と比較して45,330千円削減でき、上記の売上高の伸張と相まって収益構造の改善に繋がっております。

以上の結果、売上高は1,502,079千円（前事業年度比45.1%増）、営業利益は173,155千円（前事業年度は営業損失338,705千円）、経常利益は168,584千円（前事業年度は経常損失342,762千円）、当期純利益は161,893千円（前事業年度は当期純損失422,706千円）となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社の取得日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。そのため、損益に関する記載については、当社単体の数値を記載しております。

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

売上高

1,502 百万円

経常利益

168 百万円

営業利益

173 百万円

当期純利益

161 百万円

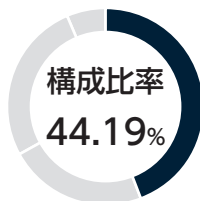
また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度より、当社の報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。当事業年度より記載しておりますサービス別の経営成績に関する説明は、前期比（%）を記載せずに説明しております。

サービス別の経営成績は、次のとおりであります。

人材紹介サービス

売上高
663百万円



人材紹介サービスにおきましては、「cookbiz」（※）サイトへ登録した求職者に対し転職先を紹介しております。

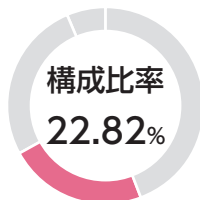
当事業年度におきましては、有効求人倍率の回復に伴って紹介求人数も緩やかに増加しており、また紹介単価も即戦力採用ニーズを取り込めたことによって高水準を維持しました。

企業の求人ニーズに対する、求職者の集客の課題はあるものの、当社の認知率向上も含めた広告運用等の見直しや社内の体制整備などによりマッチングの最適化に継続して取り組んでおります。

その結果、当サービスにおける売上高は663,782千円となりました。

求人広告サービス

売上高
342百万円



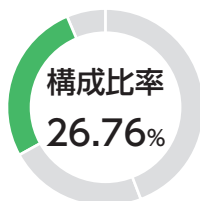
求人広告サービスにおきましては、求人広告サイトである「cookbiz」（※）を運営しております。

当事業年度におきましては、求人広告サービスからスカウトサービスへの移行がみられたものの、求人企業の採用意欲は高水準を維持しており、契約プランのアップセルによって成約単価が高水準を維持できたことや外部コールセンターの活用等により商談数を安定的に確保することができました。

その結果、当サービスにおける売上高は342,721千円となりました。

スカウトサービス

売上高
401 百万円



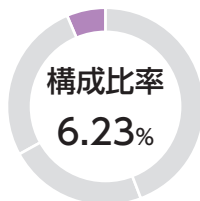
スカウトサービスにおきましては、当社サイトの登録求職者に対して、求人企業が自社にマッチした人材を自ら探し、直接スカウトを送ることが可能なサブスクリプション型の「ダイレクトプラス」を提供しております。

当事業年度におきましては、従来の求人広告掲載型の人材採用から、ダイレクトリクルーティング手法での人材採用への関心が高まったことや、当事業年度中に実施したキャンペーンによる長期プラン契約の利用金額が積み重なったことにより堅調に推移しました。

その結果、当サービスにおける売上高は401,985千円となりました。

その他

売上高
93 百万円



その他におきましては、食ビジネスの変革支援のため、当社の既存サービスに留まらない各種施策を実施・提供しております。

当事業年度より人材支援領域の新たなサービスとして、既存事業の強みを活かし企業の課題に対して総合的に支援する採用総合パッケージの提供を開始しております。当事業年度においては、採用総合パッケージを4社受注しております。このほか、人材育成を目的に人材教育を通じてスタッフの成長、定着へと導くための飲食企業を対象とした研修サービス「クックビズフードカレッジ」を提供しております。

また、農林水産省補助事業の一部業務を提携企業より受託し、当社サイトに登録している人材が海外の日本産食材サポーター店へ料理人として派遣されました。

その結果、当サービスにおける売上高は93,590千円となりました。

※ cookbiz：当社は人材紹介サービス及び求人広告サービスともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は55,012千円で、その主なものは、パソコン等の工具、器具及び備品1,544千円、ソフトウェア仮勘定からの振替を含む基幹システム開発等に伴うソフトウェア等53,184千円であります。

③ 資金調達状況

当社グループは、新株予約権の行使により110,000株の新株式を発行し、118,580千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第12期 (2019年11月期) | 第13期 (2020年11月期) | 第14期 (2021年11月期) | 第15期 (当連結会計年度) (2022年11月期) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 | (千円) | — | — | — |
| 経常利益 | (千円) | — | — | — |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (千円) | — | — | — |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | — | — | — |
| 純資産額 | (千円) | — | — | 1,204,503 |
| 総資産額 | (千円) | — | — | 2,807,197 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | — | — | 434.01 |

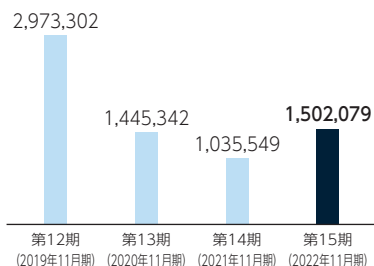
- (注) 1. 第15期より連結計算書類を作成しているため、第14期以前の各数値については記載しておりません。
2. 当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社であるきゅういち株式会社の決算日は8月31日であります。ただし、当該連結子会社の取得日（設立日）である2022年10月3日から連結決算日である2022年11月30日までに決算を迎えていないことから、当連結会計年度においては連結子会社の設立日の貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書は作成しておりません。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

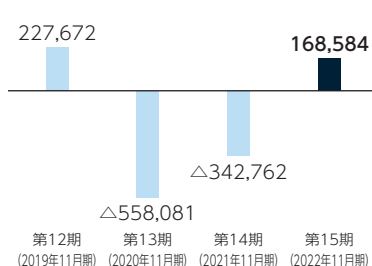
| 区分 | | 第12期 (2019年11月期) | 第13期 (2020年11月期) | 第14期 (2021年11月期) | 第15期 (当事業年度) (2022年11月期) |
|-------------------------------|------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高 | (千円) | 2,973,302 | 1,445,342 | 1,035,549 | 1,502,079 |
| 経常利益又は経常損失(△) | (千円) | 227,672 | △558,081 | △342,762 | 168,584 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | (千円) | 139,718 | △599,593 | △422,706 | 161,893 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | (円) | 63.34 | △266.91 | △183.02 | 60.90 |
| 純資産額 | (千円) | 1,354,505 | 774,288 | 759,525 | 1,056,343 |
| 総資産額 | (千円) | 2,024,706 | 1,834,952 | 2,192,728 | 2,644,130 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 609.98 | 344.69 | 288.84 | 379.86 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年11月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

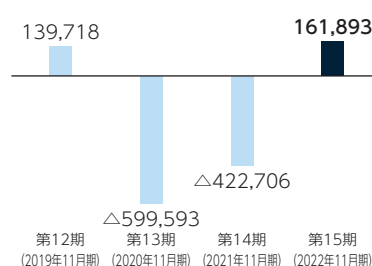
売上高 (単位: 千円)



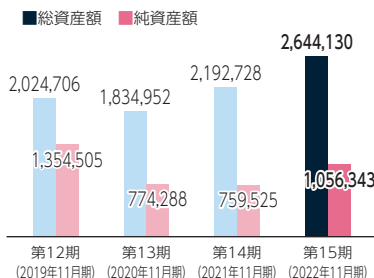
経常利益又は経常損失(△) (単位: 千円)



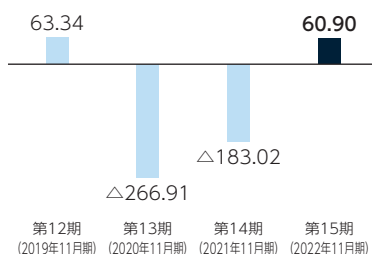
当期純利益又は当期純損失(△) (単位: 千円)



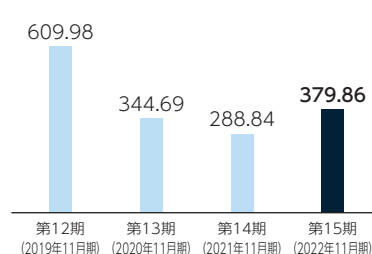
総資産額/純資産額 (単位: 千円)



1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失(△) (単位: 円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------|----------|----------|-------------------|
| きゅういち株式会社 | 30,000千円 | 100% | ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業 |

(注) 2022年10月3日にきゅういち株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

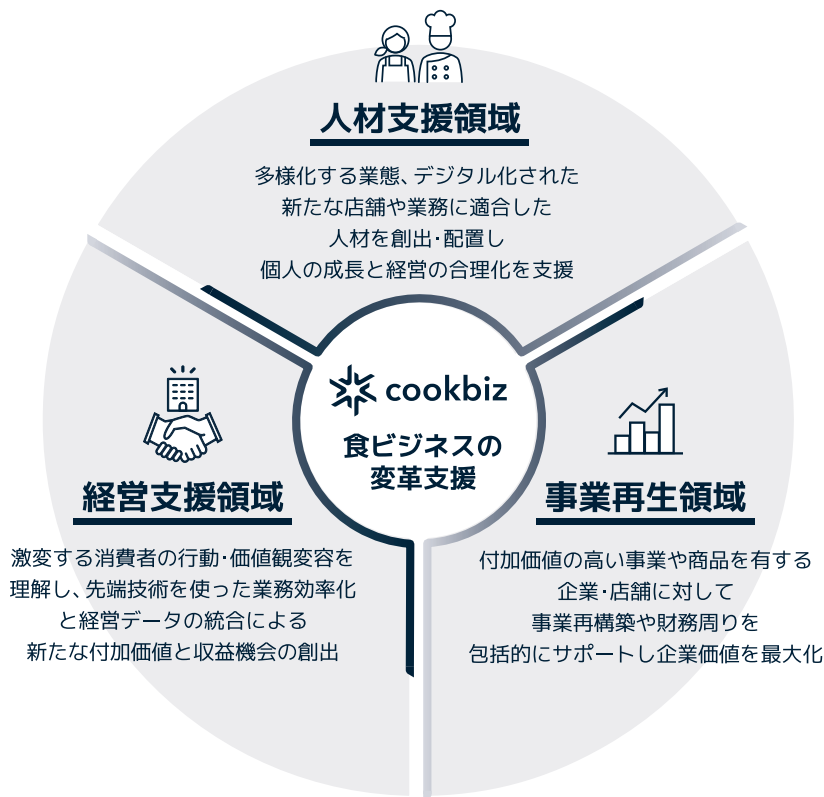
(4) 対処すべき課題

【経営の基本方針】

クックビズは、2022年8月に制定した新たなビジョン「食の世界をもっと自由に、もっと笑顔に。」、ミッション「食に関わる、あらゆる制約を解き放つ。」をコーポレート・アイデンティティとして、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた次の10年を「食ビジネスの変革を支援する会社」と定義しています。

激変する消費者の行動・価値観変容を理解し、飲食店の新たな収益機会や業態の創出と変革にかかる店舗・業務・人材・資金をトータルサポートすることで食産業の再成長に貢献いたします。

既存事業においては、2026年～2027年には既存事業売上が40～50億円（CAGR25～30%）程度まで回復・再成長すると試算しています。これまで支援し続けた「人」を起点に、新たな食体験・食サービスとエコシステムを提供することで、事業規模の再拡大に向けた取り組みを加速させてまいります。



【重要課題】

① 飲食業界の人材関連市場の再定義と自社のマーケットシェアの分析

前述した事業規模（40～50億円）に既存事業を回復・再成長させ、かつ新たな収益機会を獲得していくためには、ウィズコロナ・アフターコロナにおける食関連ビジネスの現況を正確に捉える必要があります。今後も継続的にマーケット調査を行い、日本国内の労働人口の将来予測も踏まえて、従来の人材紹介サービスや求人広告サービスという自社サービスの枠に捉われず、多様化する顧客のニーズや課題を探索してまいります。

② 既存事業の新たな価値創造と収益性の改善

当社の既存サービスである人材紹介・求人広告・スカウト、またそれらのサービス提供で培ったノウハウを活かし、人材採用にまつわる顧客の課題を総合的に支援・解決するワンストップ型サービスである採用総合パッケージの販売を開始しました。

また、ブランディング・オフラインプロモーション・SEO・アライアンスなど、オンライン広告以外のマーケティング手法強化による求職登録者数の最大化を図るとともに、掲載企業数・求人数の最大化と、求職登録者の求人応募アクション最大化を実現するため、商品・サービス（ウェブ・アプリ）のシステムリニューアルを予定しています。

③ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後も各事業領域での新規事業開発及び各事業の成長を目指していく上で、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材の獲得が不可欠であると考えております。

また、人事制度改革やダイバーシティ対応、能力開発支援等を通じて、当社のビジョン・ミッションに共感する多様かつ優秀な人材の獲得と入社後の活躍・成長を促進し、営業体制・開発体制・管理体制等を強化してまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報及び個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理が重要課題であると認識しております。今後も個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備・運用の徹底、定期的な社内教育の実施、関連社内システムのセキュリティ強化等を図り、情報管理のための管理体制を拡充してまいります。

また、当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の再成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。そのため、事業運営におけるリスク管理を徹底し、内部監査による定期的なモニタリングの実施およびコンプライアンス体制の強化を行うことで、コーポレート・ガバナンス機能の充実に努めてまいります。

また、監査役会や監査法人との適切な連携により、ステークホルダーに対しての経営の適切性や健全性を確保しつつ、効率性・有効性を阻害する業務フローを改善し、全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑥ 新規事業の開発

当社グループは、持続的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。前述した経営の基本方針や食ビジネスの変革支援の重点項目に基づき、既存事業の周辺領域における新サービスの開発に留まらず、新たな取り組みであるフランチャイズ本部事業・業務DX支援等の経営支援領域、食にまつわる事業再構築や財務サポートを行う事業再生領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、食ビジネスの変革に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

| 事業区分 | 主要サービス |
|------|--|
| HR事業 | 人材紹介サービス 有料職業紹介事業 |
| | 求人広告サービス Webサイト「cookbiz」を主軸とした求人情報の提供 |
| | スカウトサービス 人材データベース及びスカウト配信機能の提供 |
| | その他 採用総合サービス、採用関連業務の受託、研修サービス等 |
| 事業再生 | ・きゅういち株式会社 ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業 |

(6) 主要な営業所 (2022年11月30日現在)

① 当社

| | |
|--------|-----------|
| 本社 | 大阪府大阪市北区 |
| 東京営業所 | 東京都渋谷区 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市中区 |

② 子会社

| | |
|-----------|--------|
| きゅういち株式会社 | 北海道函館市 |
|-----------|--------|

(7) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|------------|-------------|
| HR事業 | 98 (3) 名 | - |
| 事業再生 | 7 (32) 名 | - |
| 合計 | 105 (35) 名 | - |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（パートタイマー及び嘱託社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状態

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 98 (3) 名 | 8名減 (一名減) | 36.5歳 | 5.4年 |

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数 (パートタイマー及び嘱託社員を含む) は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|--------------|--------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 500百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 300百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 150百万円 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 96百万円 |
| 株式会社紀陽銀行 | 80百万円 |
| 株式会社南都銀行 | 50百万円 |

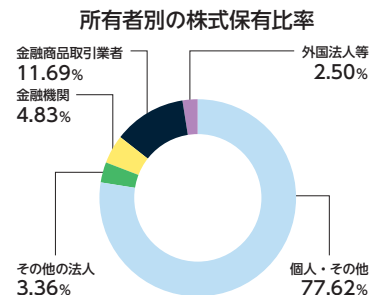
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

- | | |
|---|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,742,691株 |
| (注) 新株予約権の行使により、前事業年度末に比べて 110,000株増加いたしました。 | |
| ③ 株主数 | 1,468名 |
| ④ 大株主 | |



| 株主名 | 持株数(株) | 持株比率(%) |
|------------------------|-----------|---------|
| 藪ノ賢次 | 1,054,800 | 38.56 |
| 株式会社SBI証券 | 241,807 | 8.84 |
| 藪ノ郁子 | 218,500 | 7.99 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 112,100 | 4.10 |
| 各務正人 | 43,000 | 1.57 |
| 生田亮人 | 37,941 | 1.39 |
| クックビズ従業員持株会 | 36,500 | 1.33 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 35,400 | 1.29 |
| 志村孝史 | 33,900 | 1.24 |
| JPMorgan証券株式会社 | 32,700 | 1.20 |

(注) 持株比率は自己株式 (7,021株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第2回新株予約権 | | 第4回新株予約権 | |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|--------------------------------|---------------------|
| 発行決議日 | | 2017年2月24日 | | 2021年11月26日 | |
| 新株予約権の数 | | 16,590個 | | 605個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 当社普通株式 | 16,590株 | 当社普通株式 | 60,500株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個あたり (1株当たり) | 1,170円 1,170円) | 新株予約権1個あたり (1株当たり) | 137,700円 1,377円) |
| 権利行使期間 | | 2019年3月10日から 2027年2月24日まで | | 2023年11月27日から 2031年11月26日まで | |
| 行使の条件 | | (注1) | | (注2) | |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | — | | 新株予約権の数 | 120個 |
| | | | | 目的となる株式数 | 12,000株 |
| | | | | 保有者数 | 1名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 | 950個 | 新株予約権の数 | 30個 |
| | | 目的となる株式数 | 950株 | 目的となる株式数 | 3,000株 |
| | | 保有者数 | 1名 | 保有者数 | 1名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 | 1,260個 | | |
| | | 目的となる株式数 | 1,260株 | | — |
| | | 保有者数 | 1名 | | |

- (注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ・新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ・その他行使条件は、新株予約権割当契約に定める。
2. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ・新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権は、「① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の「第4回新株予約権」に記載のとおりであり、その交付状況は以下のとおりであります。

| | | 新株予約権の数 | 目的となる株式数 | 交付者数 |
|----------|----------------|---------|----------|------|
| 第4回新株予約権 | 当社従業員（当社役員を除く） | 480個 | 48,000株 | 12名 |

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年11月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 藪 ノ 賢 次 | きゅういち株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 鳥 海 直 樹 | R & D本部管掌 エグゼクティブマネージャー きゅういち株式会社 取締役 タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 |
| 取締役 | 吉 崎 浩一郎 | 株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役 |
| 常勤監査役 | 遠 藤 隆 史 | きゅういち株式会社 監査役 |
| 監査役 | 嶋 内 秀 之 | 株式会社アントレプレナーファクトリー 代表取締役 立命館大学大学院経営管理研究科 非常勤講師 |
| 監査役 | 福 本 洋 一 | 弁護士法人第一法律事務所 パートナー 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 理事 |

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 遠藤隆史氏、監査役 嶋内秀之氏及び監査役 福本洋一氏は、以下の知見を有しております。
- ・常勤監査役 遠藤隆史氏は、2014年に当社へ入社し、人材紹介事業部（現：HR事業部 採用支援サービス部）と内部監査室（現：内部監査グループ）を歴任しており、社内外の両面について豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役であるとともに、立命館大学大学院経営管理研究科の非常勤講師を務め、会社経営に関する豊富な知識と経験を有しております。
 - ・監査役 福本洋一氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は当該保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|
| | | 基本報酬 | 非金銭報酬等 | | |
| | | | 譲渡制限付 株式報酬 | ストック・ オプション | |
| 取締役（うち社外取締役） | 62百万円 (5) | 56百万円 (4) | 1百万円 (—) | 4百万円 (0) | 3名 (1) |
| 監査役（うち社外監査役） | 17 (7) | 17 (7) | — (—) | — (—) | 3 (2) |
| 合計（うち社外役員） | 79 (12) | 73 (11) | 1 (—) | 4 (0) | 6 (3) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。

上記の報酬限度額とは別枠で、2019年2月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額25百万円以内と決議いただいております。当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である1百万円を含めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（社外取締役を除く。）であります。

また上記の報酬限度額とは別枠で、2021年11月26日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役1名）であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会で決定しており、その内容は次のとおりであります。

当社の報酬は、固定報酬と賞与からなる基本報酬と、インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及びストック・オプション報酬からなる非金銭報酬等で構成することとしております。

固定報酬については、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業績水準等を総合的に勘案して、賞与については、求められる能力と責任に見合った水準等を総合的に勘案して、事前にと取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明したうえで、取締役会決議により代表取締役社長である藪ノ賢次氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任することとしております。

非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とストック・オプション報酬としております。譲渡制限付株式については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として社外取締役を除く取締役に付与することとしており、取締役の個人別の報酬等については役割や職責に応じて、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。ストック・オプション報酬については、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、職責に応じてストック・オプションとしての新株予約権を支給しております。

代表取締役社長である藪ノ賢次氏は、取締役会の委任決議に基づき、当該事業年度における各取締役の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。代表取締役社長である藪ノ賢次氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、かつ取締役会での審議を経ることにより恣意的な運用とならないよう努めていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外監査役の嶋内秀之氏は、株式会社アントレプレナーファクトリーの代表取締役並びに立命館大学大学院経営管理研究科の非常勤講師であります。株式会社アントレプレナーファクトリーと当社との間には動画制作等の取引がありますが、その取引額は当社の当期売上高の0.1%未満であり、極めて僅少であります。立命館大学と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外監査役の福本洋一氏は、弁護士法人第一法律事務所のパートナー並びに特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事であります。なお、両法人と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 吉崎浩一郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 嶋内秀之 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 福本洋一 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会13回のうち13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化において重要な役割を果たしております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、2022年2月25日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに太陽有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施していません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 2,573,373 |
| 現金及び預金 | 2,335,357 |
| 売掛金 | 80,502 |
| 未収入金 | 32,320 |
| 商品及び製品 | 102,900 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,532 |
| 前払費用 | 15,949 |
| その他 | 1,133 |
| 貸倒引当金 | △1,323 |
| 固定資産 | 233,823 |
| 有形固定資産 | 128,043 |
| 建物（純額） | 55,838 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 17,733 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 4,738 |
| 土地 | 49,733 |
| 無形固定資産 | 52,182 |
| ソフトウェア | 17,642 |
| ソフトウェア仮勘定 | 34,539 |
| 投資その他の資産 | 53,597 |
| 関係会社株式 | 5,000 |
| 敷金 | 23,480 |
| 長期前払費用 | 42 |
| 繰延税金資産 | 24,977 |
| その他 | 96 |
| 資産合計 | 2,807,197 |

| 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 996,662 |
| 未払金 | 78,257 |
| 未払費用 | 57,018 |
| 短期借入金 | 580,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 20,040 |
| 未払法人税等 | 42,774 |
| 未払消費税等 | 58,471 |
| 契約負債 | 108,982 |
| 預り金 | 12,162 |
| 賞与引当金 | 35,954 |
| 返金負債 | 2,999 |
| 固定負債 | 606,031 |
| 長期借入金 | 576,620 |
| 資産除去債務 | 14,503 |
| 繰延税金負債 | 14,907 |
| 負債合計 | 1,602,693 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 1,187,321 |
| 資本金 | 744,143 |
| 資本剰余金 | 737,143 |
| 資本準備金 | 737,143 |
| 利益剰余金 | △293,734 |
| その他利益剰余金 | △293,734 |
| 繰越利益剰余金 | △293,734 |
| 自己株式 | △230 |
| 新株予約権 | 17,182 |
| 純資産合計 | 1,204,503 |
| 負債純資産合計 | 2,807,197 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社であるきゅういち株式会社の決算日は8月31日であります。ただし、当該連結子会社の取得日（設立日）である2022年10月3日から連結決算日である2022年11月30日までに決算を迎えていないことから、当連結会計年度においては連結子会社の設立日の貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。

計算書類

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 2,402,288 |
| 現金及び預金 | 2,173,705 |
| 売掛金 | 80,502 |
| 未収入金 | 32,320 |
| 関係会社短期貸付金 | 100,000 |
| 前払費用 | 15,949 |
| その他 | 1,133 |
| 貸倒引当金 | △1,323 |
| 固定資産 | 241,841 |
| 有形固定資産 | 9,489 |
| 建物(純額) | 7,860 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 1,629 |
| 無形固定資産 | 52,182 |
| ソフトウェア | 17,642 |
| ソフトウェア仮勘定 | 34,539 |
| 投資その他の資産 | 180,169 |
| 関係会社株式 | 131,659 |
| 敷金 | 23,480 |
| 長期前払費用 | 42 |
| 繰延税金資産 | 24,977 |
| その他 | 10 |
| 資産合計 | 2,644,130 |

| 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 996,662 |
| 未払金 | 78,257 |
| 未払費用 | 57,018 |
| 短期借入金 | 580,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 20,040 |
| 未払法人税等 | 42,774 |
| 未払消費税等 | 58,471 |
| 契約負債 | 108,982 |
| 預り金 | 12,162 |
| 賞与引当金 | 35,954 |
| 返金負債 | 2,999 |
| 固定負債 | 591,123 |
| 長期借入金 | 576,620 |
| 資産除去債務 | 14,503 |
| 負債合計 | 1,587,786 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 1,039,161 |
| 資本金 | 744,143 |
| 資本剰余金 | 737,143 |
| 資本準備金 | 737,143 |
| 利益剰余金 | △441,894 |
| その他利益剰余金 | △441,894 |
| 繰越利益剰余金 | △441,894 |
| 自己株式 | △230 |
| 新株予約権 | 17,182 |
| 純資産合計 | 1,056,343 |
| 負債純資産合計 | 2,644,130 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 1,502,079 |
| 売上原価 | | 17,137 |
| 売上総利益 | | 1,484,941 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,311,786 |
| 営業利益 | | 173,155 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 100 | |
| 利子補給金 | 5,000 | |
| 助成金収入 | 2,859 | |
| その他 | 1,125 | 9,086 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 13,536 | |
| 株式報酬費用 | 97 | |
| その他 | 22 | 13,656 |
| 経常利益 | | 168,584 |
| 税引前当期純利益 | | 168,584 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31,668 | |
| 法人税等調整額 | △24,977 | 6,691 |
| 当期純利益 | | 161,893 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月23日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 輪 大 資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クックビズ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックビズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年1月23日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 輪 大 資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クックビズ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月31日

クックビズ株式会社 監査役会

常勤監査役 遠藤隆史 ㊟

監査役 嶋内秀之 ㊟

監査役 福本洋一 ㊟

(注) 監査役 嶋内秀之および福本洋一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案

取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 地位 | 担当 |
|-------|-----------------------------|---------|----------------------------------|
| 1 | ヤブ 藪 ノ ケン 賢 ジ | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | トリ 鳥 ウミ 海 ナオ 直 キ | 取締役 | R & D本部管掌 エグゼクティブマネージャー 再任 |
| 3 | ヨシ 吉 ザキ 崎 コウイ 浩一 郎 | 取締役 | 再任 社外 独立 |



候補者番号

1

藪ノ賢次 (1980年5月2日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|----------|--------------|----------|-----------------------|
| 2005年5月 | 有限会社ネクシティ設立 | 2021年2月 | 当社代表取締役社長（現任） |
| 2007年12月 | 当社設立 代表取締役社長 | 2022年10月 | きゅういち株式会社 代表取締役社長（現任） |
| 2016年2月 | 当社代表取締役社長CEO | | |

【重要な兼職の状況】

きゅういち株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

藪ノ賢次氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、長年にわたり当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

1,054,800株

在任年数

15年2か月

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

2

トリ ウミ ナオ キ
鳥海直樹

(1980年10月2日)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|----------|---|----------|--|
| 2003年 4月 | 株式会社NTTデータシステムズ（現株式会社NTTデータビジネスシステムズ）入社 | 2018年 4月 | 同社取締役 |
| | | 2018年11月 | タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社設立 代表取締役（現任） |
| 2007年 5月 | ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社 | 2021年11月 | 当社取締役 |
| 2011年 1月 | 株式会社リクルートエージェント（現株式会社リクルート）入社 | 2021年12月 | 当社取締役 サービスデザイン本部（現R&D本部） 管掌 エグゼクティブマネージャー（現任） |
| 2018年 1月 | 株式会社トラストリッジ入社 | 2022年10月 | きゅういち株式会社 取締役（現任） |

【重要な兼職の状況】

タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
きゅういち株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

鳥海直樹氏を取締役候補者とした理由は、IT業界及び人材業界におけるマーケティング及び事業開発の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年3か月

取締役会出席状況

15/15回

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類



候補者番号

3

ヨシザキ コウイチロウ
吉 崎 浩一郎 (1966年11月28日)

再任
社外
独立

【略歴、当社における地位及び担当】

| | | | |
|----------|--|----------|---------------------------------|
| 1990年4月 | 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 | 2015年9月 | 株式会社イード 取締役（現任） |
| 1996年7月 | 日本AT&T株式会社入社 | 2016年2月 | 当社取締役（現任） |
| 1998年4月 | シュローダー・ベンチャーズ株式会社（現株式会社MK Sコンサルティング）入社 | 2016年7月 | ライフスタイルアクセント株式会社 取締役（現任） |
| 2002年7月 | 株式会社MK S パートナース入社 パートナー | 2016年11月 | プティックス株式会社 取締役（現任） |
| 2005年9月 | カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 | 2017年2月 | グロースポイント・エクイティLLP設立 代表パートナー（現任） |
| 2009年10月 | 株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役（現任） | 2017年5月 | 株式会社No. 1 取締役（現任） |
| 2011年9月 | 株式会社アルフレックスジャパン 取締役（現任） | 2018年8月 | 株式会社ニュース・ツー・ユーホールディングス 取締役（現任） |
| 2013年11月 | 株式会社海外需要開拓支援機構（ワールジャパン機構） 取締役 | 2022年3月 | シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 取締役（現任） |

所有する当社の株式数

一株

在任年数

7年

取締役会出席状況

15/15回

【重要な兼職の状況】

株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪ノ賢次氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 吉崎浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉崎浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって7年となります。

5. 当社は、吉崎浩一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉崎浩一郎氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - (1) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。
 - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合
全額会社負担としております。
7. 当社は、吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。吉崎浩一郎氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター

交通

- ① JR「大阪」駅 御堂筋北口から徒歩5分
- ② 地下鉄御堂筋線「梅田」駅 5番出口から徒歩3分
- ③ 阪急「大阪梅田」駅 茶屋町口から徒歩5分



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、ご出席される株主様は感染状況やご自身の体調をお確かめいただき、感染予防（マスクの着用等）のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場においても感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。